○農林水産省告示第千四百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年九月十九日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県本巣市金原字金坂一五四の一七

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千四百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年九月十九日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県高山市丹生川町久手字ゴウヤ朴ノ木平四五一の二から四五一の四まで・字ひらそ四六三の三・四六三の四・四六四の三から四六四の五まで・四六五の三・四六六の三・四六六の五・四六六の六・字カギカケ四九九の五から四九九の七まで・四九九の九・四九九の一五・字サカモリ五〇一の七から五〇一の九まで・五〇一の一六・五〇一の一七・五〇一の二四（以上二十三筆国有林）

二　(一)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(二)　解除の理由　指定理由の消滅

(三)　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県高山市荘川町三尾河字兀ノ平四〇九の六・荘川町三谷字不動島一一四八の二から一一四八の七まで・字牛首一三〇五の五・清見町上小鳥字池ノ島九二一の四・九二一の一五（以上十筆国有林）

(四)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(五)　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千四百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年九月十九日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成四年十月十五日農林水産省告示第千九十号

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年九月十九日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成七年一月十七日農林水産省告示第七十二号

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年九月十九日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成二年七月二十五日農林水産省告示第九百七十六号

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年九月十九日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岐阜県本巣市根尾下大須字和井谷八七五の七・八七五の九・八七五の一七・八七五の一八・八九九（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、八七五の八、八七五の一九、八九一の三、八九七、八九八、九〇〇から九〇三まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び本巣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二百十二号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第十四条第一項第十一号の規定に基づき、経済産業大臣が指定する再生可能エネルギー発電設備の種類及び電気事業者を次のとおり指定したので告示する。

平成二十九年九月十九日

経済産業大臣　世耕　弘成

再生可能エネルギー発電設備の種類	電気事業者
太陽光発電設備	北海道電力株式会社、東北電力株式会社、北陸電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社、沖縄電力株式会社
風力発電設備	北海道電力株式会社、東北電力株式会社、北陸電力株式会社、中国電力株式会社、九州電力株式会社

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　経済産業大臣が指定する再生可能エネルギー発電設備の種類及び一般送配電事業者等を指定する告示（平成二十八年経済産業省告示第百八号）は、廃止する。

○農林水産省告示第千四百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。

平成二十九年九月十九日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安施設地区の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱五号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱五号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

佐賀県唐津市相知町伊岐佐字白木々場丙一四九一の七

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

四　指定の有効期間　三年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）